

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 7 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県南巨摩郡富士川町小室2312

氏 名 井上建設株式会社

代表取締役 井上大輔

電話番号 0556-22-0436

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

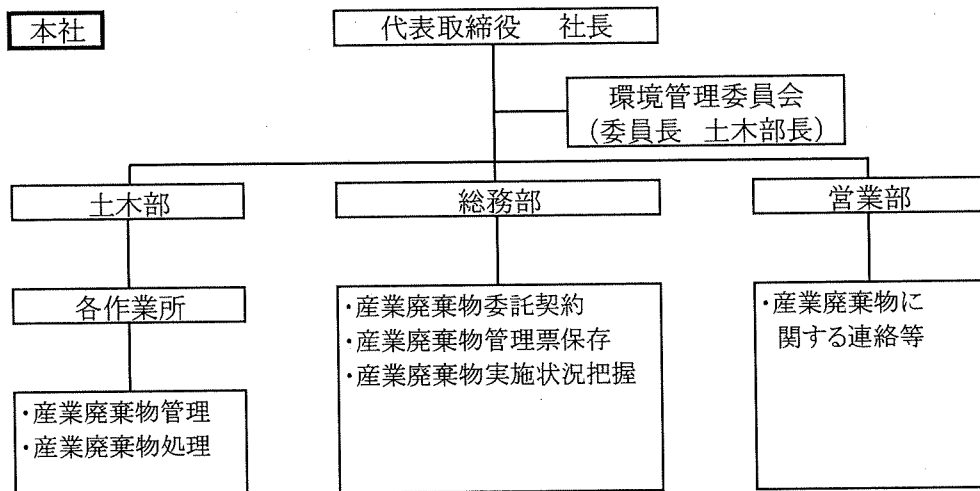
事業場の名称	井上建設株式会社
事業場の所在地	山梨県南巨摩郡富士川町小室2312
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 5億
③ 従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物処理フロー図 <pre>graph TD; A[工事に建設廃材がある] --> B[建設廃材運搬、処理契約書作成]; B --> C[建設廃材発生]; C --> D[マニフェスト作成、廃材運搬]; D --> E[中間処理施設へ運搬、処理]; E --> F[マニフェスト確認、実施状況確認、書類整理]; F --> G[書類5年間保存];</pre> コンクリート、アスファルト廃材等

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	混合廃棄物	木くず	金属くず	廃プラスチック	汚泥	廃アルカリ
	排 出 量	1684.8t	291.8t	12.0t	80.9t	6.0t	12.6t	16.1t	31.6t
	(これまでに実施した取組) ・ 工事で発生する廃棄物量の削減。 ・ 分別集積による適切な廃棄物処理。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	混合廃棄物	木くず	金属くず	廃プラスチック	汚泥	廃アルカリ
	排 出 量	1500t	200t	10t	50t	1t	10t	5t	30t
	(今後実施する予定の取組) ・ 余分な資材の搬入を防ぎ抑制する。 ・ 分別収集の強化。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ コンクリート廃材、アスファルト廃材、混合廃棄物、木くず、廃プラ等各種類に合わせた、受入先に分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ コンクリート廃材、アスファルト廃材、混合廃棄物、木くず、廃プラ等事業所、作業所から発生した廃棄物は受入先に合せて分別する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第 4 面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

(第5面)

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	混合廃棄物	木くず	金属くず	廃プラスチック	汚泥	廃アルカリ
全 処 理 委 託 量	1500t	200t	10t	50t	1t	10t	5t	30t
優良認定処理業者への 処理委託量								
再生利用業者への 処理委託量	1500t	200t	10t	50t	1t	10t	5t	30t
認定熱回収業者への 処理委託量								
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量								

(今後実施する予定の取組)

- ・余分な資材の搬入を防ぎ抑制する。
- ・コンクリート廃材については、再生砕石として利用する。
- ・アスファルト廃材については、再生アスファルトとして使用する。
- ・可能な限り優良認定処理業者及び再生利用業者へ委託する。

※事務処理欄

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

請

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応

じ

- 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する

ま

- までの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

と。

中

間

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

量

行

収

あ

へ

- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

と

の

入

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。